

毎週（日曜日発行（但休日）に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 告示

鳥取県告示第五百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九  
条の規定による医療機関を次のように指定する。

昭和二十八年十二月十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

### 目次

- ◇告示 生活保護法に基く医療機関の指定
- 種畜証明書の書換交付
- 種畜の廃用
- 種畜証明書の書換交付
- 吏員の身分を示す証票の無効
- 吏員の身分を示す証票の交付
- 肥料の登録
- 牧野改良事業補助要綱
- ◇人委規則 昭和二十九年一月分の職員給与の支給の特例に関する規則

名 称 診療科 名

中會産婦人科医院

産科、婦人科

米子市灘町二ノ二〇九

大成村国民健康保険直営診療所大茅分院

内科、外科、小兒科、耳鼻科

岩美郡大成村栃本四七七番地二

カメノリ外科医院

外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、性病科

鳥取市瓦町一二四

田中齒科医院

齒科

倉吉市越中町

鳥取県告示第五百四十六号

次の種畜につき種畜証明書の書換交付があつた。

昭和二十八年十二月十八日

一 書換交付

証明書番号	種類	名前	旧飼養者	新飼養者
昭二八鳥取第八一號	黒毛和種	花栄	鳥取県東伯郡東郷松崎町 山根 芳藏	鳥取県東伯郡安田村 眞山 光雄

昭和二十八年十二月十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第五百四十七号

次の種畜は廃用された。

証明書番号	種類	名前	申請理由	飼養者
昭二八鳥取第一一七号	黒毛和種	中田 隆	鳥取県東伯郡上小鴨村	安藤 修一
第一三八号	"	和仙	"	安田村 眞山 光雄
昭二八鳥地第六号	"	矢川	農林省に売却	浦安町 森下 栄
第七号	"	勇	鹿兒島県に売却	八橋町 田中 吉藏

鳥取県告示第五百四十八号

次の種畜につき種畜証明書の書換交付をした。

昭和二十八年十二月十八日

証明書番号	品	種	名前	申請者
昭二八鳥地第一号	黒毛和種	花秀	東伯郡灘手村	松井秋光
第五号	"	金幸	北谷村	船木正告

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第五百四十九号

次の当該吏員の身分を証明する証票は昭和二十八年十月八日以降無効とする。

昭和二十八年十二月十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

証 票 の 種 別	番 号	職 名	氏 名
医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第二十五条の規定に基づくもの	第一四号	事務吏員	井上 道男
あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法（昭和二十二年法律第二百十七号）第十条の規定に基づくもの	第一六号	"	井上 道男
診療エツクス線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二十七条の規定に基づくもの	第一七号	"	井上 道男

鳥取県告示第五百五十号

次のように当該吏員の身分を証明する証票を交付した。

昭和二十八年十二月十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

証 票 の 種 別	番 号	交付年月日	職 名	氏 名
医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第二十五条の規定に基づくもの	第二九号	昭和二十八年十二月五日	主事	井上 道男
あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法（昭和二十二年法律第二百十七号）第十条の規定に基づくもの	第二五号	"	"	井上 道男
診療エツクス線技師法（昭和二十六年法律第二百十六号）第二四号	"	"	"	井上 道男

鳥取県告示第五百五十一号  
肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の  
規定により次の肥料を登録した。

登録番号	肥料の名称	含有する成分の最少量(%)		
		窒素全量	磷酸全量	加里全量

鳥取県 六、五胡麻油粕粉末 六、五二、〇一、〇

米子市灘町三丁目一四九

中国化成株式会社  
長 桑原 武一郎

生 産 業 者  
住 所  
氏 名

昭和二十八年十二月十八日  
鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第五百五十三号

牧野改良事業補助要綱を次のように定める。

昭和二十八年十二月十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

牧野改良事業補助要綱

第一 知事は、牧野法（昭和二十五年法律第九十四号。以下「法」という。）の実施に伴う牧野改良施設に要する経費に対し、この要綱により予算の範囲内において補助金を交付する。

第二 第一に規定する経費は、次の各号の一に該当する牧野の改良施設に要する経費とする。

一 法第三条の規定に基き牧野管理規程を設定した牧野

二 農業協同組合又は同連合会の管理する牧野で牧野管理規程を設定した牧野

三 法第九条の規定に基き保護牧野として必要な改良及び保全に関する措置の指示を受けた牧野

四 前各号以外の牧野で牧野改良を実施することにより牧野改良上啓蒙宣傳的価値の大なる牧野で農林省

の同意を得た牧野

第三 補助金の交付を受けようとするものは、補助金交付申請書（別記様式第一号）に次の書類を添付して、その年度の八月三十一日までに知事に提出しなければならない。

- 一 事業計画書（別記様式第二号）
- 二 收支予算書（別記様式第三号）
- 三 農業協同組合又は同連合会の管理する牧野にあつては、改良事業実施に関する議決機関の決議を証する書類（任意組合の管理する牧野にあつては組合員が同意したことを証する書類）
- 四 牧野の所有者と改良事業実施者が異なるときは、改良事業実施について所有者が同意したことを証する書類（別記様式第四号）

2 知事は前項の書類の外必要と認める書類の提出を求めることができる。

第四 補助金の交付を申請したものは、第三に掲げる書類の記載事項に重要な変更を加えようとする場合には、

あらかじめ知事に届け出なければならない。

2 知事は前項の届出があつた場合において必要と認めるときは、届出事項について変更その他必要な事項を指示することができる。

- 第五 補助金の交付を受けたもの（以下「事業実施者」という。）は、次の書類を翌年度五月末日までに知事に提出しなければならない。この場合補助金の交付を受けて実施した事業以外の改良事業を併せ行つた場合は、その事業の種類及びその内容を附記するものとする。
- 一 事業成績書（別記様式第二号）
- 二 牧野改良事業又はその事業成績を示す図面（五千分の一）
- 三 收支決算書（別記様式第三号）

2 知事は、前項の書類の外必要と認める書類の提出を求めることができる。

第六 事業実施者が次の各号の一に該当するときは、知事はすでに交付した補助金の全部若しくは一部の還付



